

住 民 税

本試験問題

〔第一問〕 問 1

- 問 1 令和3年度分の個人住民税における次の制度の意義及び概要に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、簡潔に述べなさい。
- (1) ひとり親控除
 - (2) 寡婦控除
 - (3) 寡婦及びひとり親に対する人的非課税措置

〔第二問〕 (4) ①

- (4) 甲の次男（昭和59年4月23日生）の所得等の状況
- ① 事業所得に係る収入金額等の明細
- | | |
|--------|------------|
| ・ 事業収入 | 9,930,000円 |
| ・ 必要経費 | 4,369,000円 |
- (注1) 甲の次男は創業当初より所轄税務署長から青色申告の承認を受けており、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づいて貸借対照表及び損益計算書を作成している。また、創業当初より青色事業専従者給与に関する届出書を提出している。
- (注2) 甲の次男はe-Tax（電子申告）による申告又は電子帳簿保存を行っていないものとする。

〔第二問〕 (4) ④

- ④ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額
- | | |
|---------------------|------------|
| | 400,000円 |
| ・ 前年分の所得税に係る課税総所得金額 | 3,880,000円 |
| ・ 前年分の所得税額（税額控除前） | 348,500円 |
- (注) 平成27年3月5日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額は、すべて8%の税率により課されるべき消費税額等であった。

〔第二問〕 (6) ③

- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- (単位：円)
- | 区 分 | 取 得
年月日 | 譲 渡
年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡
費用 | 譲渡先 |
|----------|-----------------|---------------|------------|------------|----------|------|
| d 株式(上場) | 平成30年
12月10日 | 令和2年
9月14日 | 24,700,000 | 10,500,000 | 50,000 | 証券会社 |
| e 株式(上場) | 平成31年
3月25日 | 令和2年
7月5日 | 12,600,000 | 5,300,000 | 18,000 | 証券会社 |
- (注1) 全ての株式の譲渡について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕 問 1

- 問 1 令和3年度分の個人住民税について適用される寡婦控除、ひとり親控除及び扶養控除について述べなさい。
- なお、所得税と個人住民税における上記控除額の差額について適用される調整控除の対象額についても述べることを。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

- ① 事業所得に係る収入金額 9,500,000円
事業所得に係る必要経費 5,650,000円
(うち甲の次男に係る青色事業専従者給与等 990,000円)
 - ④ 長男は、所轄税務署長により青色申告の承認を受けており、青色事業専従者給与に関する届出書を適法に提出している。
- また、事業上の一切の取引を正規の簿記の原則に従って記録しており、損益計算書及び貸借対照表を確定申告書に添付して提出している（電子帳簿の保存及びe-taxによる電子申告は行っていない。）

●直前対策講義 第4回 補助問題

- (8) 前年分の所得税における住宅借入金等特別控除可能額
- | | |
|---------------------|------------|
| | 400,000円 |
| ① 前年分の所得税に係る課税総所得金額 | 2,391,000円 |
| ② 前年分の所得税額（税額控除前） | 362,250円 |
- (注) 平成28年9月10日から居住の用に供しており（特定取得に該当する。）、前年の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

●合格情報 補助問題

- (4) 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- (単位：円)
- | 区 分 | 取 得
年月日 | 譲 渡
年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡
費用 | 譲渡先 |
|----------|------------|------------|-----------|-----------|----------|--------|
| D 株式(上場) | R 2.5.20 | R 2.6.16 | 3,650,000 | 3,500,000 | 5,000 | S 証券会社 |
| E 株式(上場) | R 2.9.9 | R 2.10.24 | 1,240,000 | 1,450,000 | 3,000 | S 証券会社 |
- (注1) 全ての株式の譲渡についてS証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

